

## 横芝町の人口と世帯

&lt;8月31日現在&gt;

|     |         |
|-----|---------|
| 人口  | 12,370人 |
| 男   | 5,895人  |
| 女   | 6,475人  |
| 世帯数 | 2,901戸  |



広報

横芝

第73号

昭和45年10月1日

発行所

山武郡横芝町横芝636番地

横芝町役場

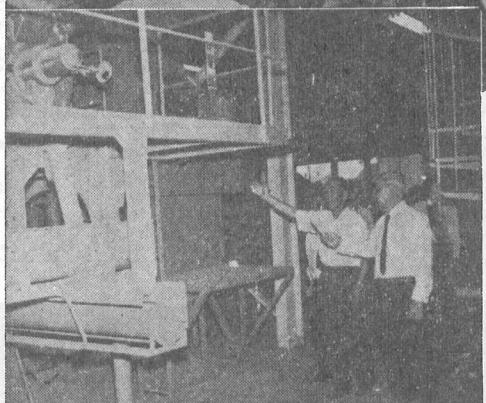
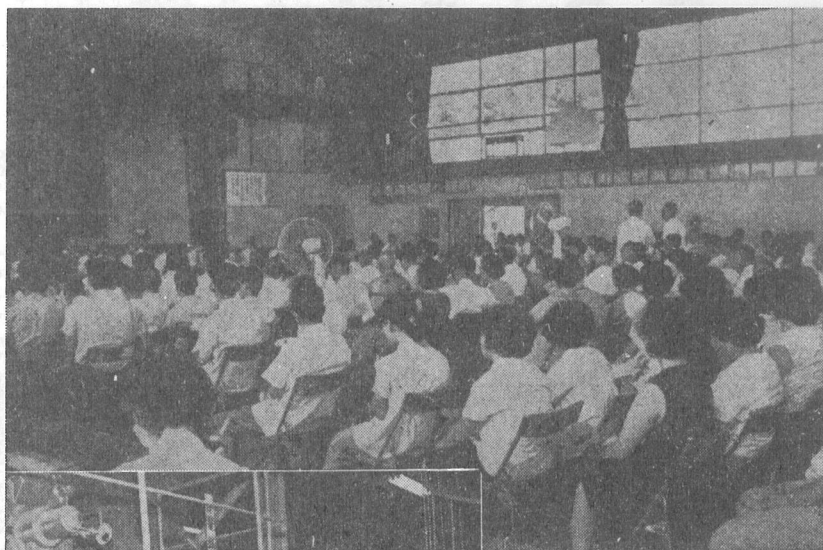
電話 04798-2-1111(代)

郵便番号 289-17

## 横中体育館で

## 一日県庁が開催された

県政懇談会(俗に一日県庁)あるいは、こうしたらどうか、去る、九月三日横芝中学というようなことを話しあい、校体育館に於て開催されました。住民の意見を県政の中にとり入れた。この県政懇談会は、日ごとに入れて行くことを目的として、県政について聞きたいとか開催されるものです。会場に



は、県知事をはじめ土木、農林、社会の各部長など、関係者、県議会議員、町関係者など約四百名が参加して、知事、横芝町長の挨拶があり、続いて、横芝町真行寺助役の司会で延々、二時間にわたり熱心な質問、応答が行なわれ、このあと、栗山で運転中のカントリーエレベーター立合の漁港、湛水防除施設などを視察され帰えられました。(懇談会の内容は二面参照)

## 横芝八日市場ほか二町で

## 消防組合を結成

産業経済の高度成長と生活の急速な変化に伴い、火災、その他の災害は年々増加し、その様相も複雑化してきています。これに反し、消防団員数は、減少の傾向を示し、また町外に勤めをもつ団員が過半数を占めているため、消防団のみに依存している当町においては、火災をはじめとす

るあらゆる災害発生の場合の消防力の減退をいかに補充するかが当面の課題でありました。この問題を解決するには、常備消防を設置して社会の要請に応じた消防力を備えなければなりません。町独自で、常備消防を設置するには、困難な問題が多いので、広域行政による常備体制の推進がはかられるわけです。したがって、消防の常備化は、時代の要請であり、八日市場市を中心とする野栄町、光町の匝瑳郡市広域行政連絡協議会でも消防組合設立の動きがあり、横芝町もその仲間入りをして八日市場市ほか三町消防組合を結成することになり、本年四月十七日付をもって、政令指定と知事の設立許可を受け組合設置となりました。組合の組織は、本部を八日市場市に置き、野栄町に分遣所を、そして、光町と横芝町で一つの分署を設置し、名称を「八日市場市ほか三町消防組合横

芝分署」として、本町信号機より約百メートル東方のバイパス沿いに庁舎を建設することになりました。消防組合の消防力は、八日市場本部に職員三十九名と化学消防車一台、水そう付消防ポンプ車一台、普通消防ポンプ車一台、救急車一台、指揮車一台、赤バイ一台、オートバイ一台が配置され既に活動しています。横芝分署には、職員二十二名に、水そう付消防ポンプ車一台、普通消防ポンプ車一台、救急車一台、オートバイ一台、野栄分遣所には、普通消防ポンプ車一台とオートバイ一台が配置されます。組合執行部は組合長に八日市場市長、副組合長には、三町の町長がなり組合収入役は、八日市場市収入役が選ばれました。組合議員は十四名で八日市場市五名、各町三名からなり、横芝町からは、町議会議員より八角喜久夫氏と渡辺喜久雄氏、知識経験者として、市原茂雄氏が選任されました。尚、組合臨時議会は、九月十四日八日市場市で行なわれ予算や分担金及び組合条例が可決されました。この消防組合は、本年十月一日より発足し、四十六年四月一日から消防業務全般を開始し、横芝町消防団と共に郷土防災の万全を期するため活躍することになります。



## 十四氏の質問に

## 県の方針が出る

これからの九十九里沿岸

○河井昇氏①九十九里沿岸地帯の地域開発について、県の具体策を伺いたい。  
②総武本線の全線複線電化促進について県の方針を伺いたい。

県知事、農業の機械化、共同化の促進、園芸作物、畜産の振興、ある程度の内陸工業の開発、道路の基盤整備、栗山川河口周辺の観光設備等を行う計画である。第二点については県と町が鉄道利用債を引受けて促進したいと考えているが、いずれ、国鉄佐倉銚子間複線電化促進期成同盟会に諮り、実現の方法を講じた

九十九里沿岸の開発

○長野康巳氏 九十九里海岸は単に観光地として開発するだけでなく、海岸を埋立て、住宅地あるいは、工業用地として利用したらどうか。

県知事 国の総合開発第三次五ヶ年計画によると沿岸の農業、漁業の振興を図ると共に大規模な観光レクリエーション地帯として開発する計画である。工業地帯として開発する計画は今のところない。

観光施設に財政援助を

空港と海岸を結ぶ道路はまだ決っていない。

中央ラインの問題

○水野忠一郎氏 県道軽舗装区間にセンターラインを引くことはできないか。

県土木部長 軽舗装は完了までに三ヶ年を要し、三回舗装を行なう上から、原則として完了するまでは、センターラインを引かないことにしている。しかし、交通安全の上から危険であるので、軽舗装であっても、幅員が五、五米以上であれば引けるよう検討したい。

農業施設資金

○鈴木日吉氏 施設園芸に対して最も有利な制度資金を考えたいただきたい。

農林部長 これについては、農業後継者育成資金、農業近代化資金、又は、農林漁業金融公庫からの総合資金などもあり、これらの資金について県単独の利子補給をしており、また、これらの制度資金の利用をおすすめします。

河口堰の問題

○渡辺勲夫氏 養鰻事業に対する栗山川よりの取水問題について、栗山川からの取水に

ついては、水利権等の問題もあり難しいので、それをさけるため河口堰を作り取水する等の方法も考えられるが、この問題は持ち帰り検討をさせていただきます。

せていただきたいと思う。

騒音と対策

○鈴木繁氏 空港開設にともなう、当町小中学校の騒音公害対策を県はどう考えているか。

県知事 県としては当地域について、騒音施設基準以下であると考えている。か、実際に飛行機が飛んでみて騒音のため教育が出来ないというような事態が生じた場合には絶対に見逃しえない事であるので、その場合には、国又は県の援助をするようにいたすことをここで約束します。

教育問題

○石橋瑞夫氏 教職員の時間外クラブ活動指導態勢の確立と事故防止対策はどうなっているか。

県教育庁企画課長 この問題については、文部省においても早急に解決する決意を表明したようですので、県も国の方針にそってゆきたい。クラブ活動時の事故防止については、各市町村教育委員会と共同で考えてゆきたい。

婦人の教育に援助を

○滝川とも氏 働く婦人の社会教育に対して、県に助成金制度を作り、町村の社会教育の進展のための援助をしていただきたい。

県知事 重要でしかもむずかしい問題であるので関係機関とも相談して解決していきたい。

老人ホームを県営に

○伊東巖氏 横芝町老人ホームが改修の時期にきているが、県の施設にしたい。出来れば一部事務組合組織にするよう指導願いたい。

社会部長 県の施設にすることは考えられないので、一部事務組合にするということであれば相談を受けた。

医師確保にけんめい

○藤城頭義氏 公立病院の医師不足について、県はどのような指導をしているか。

県社会部長 募集広告又は、医師のたいぐう改善等も図って医師確保につとめている現状であるが、この上とも努力するので辛抱願いたい。

行政組織の一本化

○渡辺喜久夫氏 ①青少年相談員の行政組織を統一し一本化を図って運営上支障のないようにしてほしい。

共同募金運動始まる

昭和二十二年に発足し、皆さんの善意と協力により多くの社会福祉事業を行ってきた共同募金運動も、今年で二十四回目を迎えました。皆さんから寄せられた貴い募金によって、多くの社会福祉施設の整備や収容者の援護がは

県知事 組織の一本化については、青少年問題協議会に諮問しましたところ、適切な回答がえられましたので、これをもとに、明年度から解決したい。

公害対策

○土屋しな氏 当町に於ても、畜産公害という問題が出て来ているが、県に於て、その対策指導を考えていただきたい。

農林部長 法的にはむずかしい問題であるが、県としては、公害防止条例を設置し一定基準をこえる汚水を川に流せないようにしている。施設等については、衛生部とも協議して、施設改善を図ってもらうよう指導していきたい。又、集団処理をする者に対しては、助成を考えている。

○付記 当日の質疑応答の詳細は録音テープに収めて役場に保存してありますからご希望の方はご来庁の上お聴き下さい。

かられ、また地域社会の福祉向上が進められてきました。今年も例年のとおり十月一日から十二月三十一日までの三ヶ月間の運動が展開されます。この運動の趣旨を理解して、幸うすい日々を送っている人々のため、または私たちの町をより豊かに明るくするためにご協力をお願い致します。

# 十年一昔 (その九)

## ―坂田池界隈―

その昔、坂田の池を近江の琵琶湖に名ぞらえて、その周辺の風景を選んで坂田八景と称したことがありました。その全部の記憶はありませんが、如意(靈通寺)の晩鐘、城山(坂田城址)の秋月、八代松の夜雨等というものでした。この八代松というのは、旬松(はい松)が転化したもので、日一二六号国道から多古街道を三百メートル程入った左手に数百年を経た老松の幹が地面を匍うように辺りを圧して生い繁る有様は、坂田の池を背景にして、いもいわれぬ風景を呈していたということでした。



「此処らは路が悪く、少し雨が降ると坂田池から田圃に流れる水が道路に溢れて困った」  
「わしらの子供の頃だったが八代松の根子のうろの中に蛇がうじゃうじゃ巣をつくっていたのを見たことがある」  
「八代松の川向いに甲子様を祭った丘があってよく貝の化石を掘ったものだ」  
附近の人達はよくそんな話をしてくれました。それだけに八代松を中心とした想い出は多いことでしょう。此処に掲げた三枚の写真を見比べてみると、池の向うに見える坂田城址の歴史と共に、その周辺に点在する地域にも時代の歴史は次第に新しい頁を加えつつあることをしみじみと感じさせられます。

写真①は、いまの八代松付近です。ブロック塀の中に二代目の八代(匁)松が見えています。中央の道路は多古街道で、その向うは坂田城址です。林立する家並、舗装された道路等に町村合併前の面影は全くありません。写真②は、坂田池の乾干し風景です。裸姿の人達が大きい入って魚を獲っています。写真③は、いまから約五十年前の八代(匁)松の附近です。右手の松が辺りを振るような姿を見せ

### 農地法一部改正

#### 十月一日から施行

農地法が大巾に改正され、十月一日より実施されます。主な改正点は次のとおりです。

- (一)経営面積の上限制限の緩和  
内地の場合に、農地の経営面積(自作、小作、貸付地)を平均三ヘクタールまでという制限がなくなりました。
- (二)経営面積の下限を引上げる  
旧法では、三十アール以上耕作していないと農地を借りまたは、買うことができなかったが、今改正で買受後の経営面積が五十アール以上あれば許可されることになりました。
- (三)創設農地の貸付解除  
農地改革で買受けた土地を小作に出すことは禁止され、再買収の適用を受けましたが、今後は、売渡を受け十年を経過している場合に貸付でよいことになりました。
- (四)小作地を小作人以外の第三

者に譲渡することができるようになります。季節は晩秋の頃でしようか、右手の農家の庭先には藁藁が乾してあります。周囲に展開されている田畑、人家も金くまばらです。松の根元を通っているのが多古街道です。道行く人の中には池を背景にした八代松の風景が眺められた訳です。

(此の写真は史談会々長押尾喜世治氏所蔵によるものです)

(イ)貸借の解約等の制限緩和  
ア、双方合意解約の場合でも県知事の許可が必要でしたが、今後は必要ありません。  
イ、新しく小作契約をする場合、十年以上の期間を定め小作に出した場合、十年間の耕作権は保証するかわり、十年以上の期間が過ぎた場合、解約が自由に出来るようになります。

者に譲渡することができるようになります。旧法では、小作地を小作人以外の第三者に売ることが禁止していましたが、今改正で次の場合は許可されます。  
ア、耕作者が同意したとき  
イ、競売、公売の場合  
(但し、土地の所有者が変わっても賃借権の条件は新しい所有者に引きつがれますので小作人の耕作権が不安定になるようなことはありません)

(ロ)農地所有権移転の許可権限の一部が農業委員会に移る  
農地の売買贈与等は知事の許可を必要としましたが、十月一日からは、申請人双方が横芝町に居住している場合にのみ町の農業委員会が許可できます。そのほかの場合は県知事の許可を必要とします。

(ハ)小作地の所有制限の緩和  
今までは、不在地主の小作地所有は認められませんでした。今度の改正では離農者に限り在村時まで十年以上所有していた農地について、在村地主と同様に小作地所有が認められることになりました。

10月11日から17日まで  
「行政相談週間」です  
行政管理局では「行政相談制度」をより一層皆様に理解していただくため、全国一せいに「行政相談週間」を実施します。千葉行政監察局ではこの相談週間中の行事として各種の相談所を開設します。また、町でも毎月二十五日を相談日としておりますが、十月は、十六日にも中央公民館で上町の押尾喜世治さんが相談に応じてくれます。

## 建設のあゆみ

9 月 ~ 10 月

## 完成した事業

- |             |        |
|-------------|--------|
| ①上町鳥喰線排水路工事 | 400m   |
| ②道路舗装工事     |        |
| 長倉～遠山線      | 1,700m |
| 県道片貝飯岡線     | 1,100m |

## 10月着工及び工事中の事業

- |             |         |
|-------------|---------|
| ①横小増築工事     | 923.2㎡  |
| ②町営住宅敷地造成工事 | 1,310㎡  |
| ③県営住宅敷地造成工事 | 3,574㎡  |
| ④道路舗装工事     |         |
| 長倉(長倉遠山線)   | 730m    |
| 東町区間内       | 140m    |
| 県道桜前地先      | 1,270m  |
| 県道坂田池地先     | 334m    |
| 県道中台地先      | 400m    |
| ⑤開場青年館新築工事  | 79.2㎡   |
| ⑥上町青年館新築工事  | 82,625㎡ |

## ◆青色申告のすすめ◆

## あなたも青色申告を

## ◎青色申告とは

申告納税制度が円滑に行なわれるためには、自分の所得や税額を正しく計算する必要があり、そこで毎日の取引を定められた様式の帳簿につけ、その帳簿に基づいて正確に所得や税額を計算し申告する人には、税法上いろいろな有利な特典が認められていますが、これが青色申告制度です。

## ◎青色のできる人は

青色申告をすることができ、人は、事業所得、不動産所得または山林所得のある人です。現在では、営業所得者の約六〇パーセントの人が青色申告をしています、営業所

得者のほか、自由診療収入の多い医師や、畜産、果樹などを専門に経営している農業所得者、それに、アパート経営の不動産所得者などは特に青色申告が有利となります。

## ◎青色申告をするには

はじめて青色申告をしようとする人は、青色申告をしようとする年の三月十五日までに「青色申告承認申請書」を税務署に提出して下さい。なを、二月十六日以降に開業したときは、開業一ヶ月以内に申請してください。

◎青色申告で備える帳簿は

青色申告をする人は、複式簿記による記帳を行なうことになっていますが、事業内容

や条件によっては、現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費明細帳、固定資産台帳の五冊のうち必要な帳簿だけで簡単に損益計算できる「簡易帳簿」によることや「現金出納帳」を基にして現金主義により所得計算のできる記帳方法など簡単な帳簿だけでも認められます。

## ◎青色申告のおたずねは

税務署では、指導専門の係を設けて皆さんの相談に応じ、また、青色申告会、商工会、税理士会などでも帳簿のつけ方を指導しています。

## 飲酒運転追放へ

## 秋の全国交通安全運動

最近の自動車交通の急激な発達、一方では、交通事故を激増させております。昨年(昭和四十四年)は全国の死者数はついに一万六千人をこえ、また、負傷者数も九十六万人に達するなど、いづれも史上最高という悲しい記録が報道されております。横芝町についてみても、昨年中は死

## 社会を明るくする小さな親切

横芝町に「小さな親切運動の会」が出来ました。誰れにでもできる小さな親切を、みんな揃ってしましょうというのがこの運動の趣旨です。老人や子供に席をゆずる、こういふことはしようと思えば誰にでもできることです。しかし、今の世の中では、それがなかなか実行されていません。むしろ、なんでもなくやれる小さな親切をやらない人が多いいのではないのでしょうか。

## 町の木募集

町では、千葉国体記念郷土緑化運動に賛同して町の木を選定するために、次の要領により町の木を募集します。

- 本町の自然的、歴史的かつ経済社会的立場等を考慮し応募者の中から最も多いものを町の木に決定します。
- 応募資格は、町に住所を有するもの。
- 応募期限、四十五年十月三十一日(当日消印有効)。
- 応募方法、ア、官製ハガキを使用、一人一通(小中学生に限りハガキ大の用紙を使用し学校又は学級別にまとめ郵送又は持参しても結構です)イ、送り先、横芝町役場産業課ウ、葉書の裏書、町の名(一人一つに限る)住所、氏名、(学校名、学年、組)。
- 発表は十二月広報で行います。

皆さん、試みに、床につく前にその日一日に、やればやれる小さな親切を、いくつやらないでしまいたかを数えて見て頂きたいと思ひます。この運動の目的は「小さな親切」実践の社会的雰囲気をつくり上げ小さな親切を社会慣習とすところにある。また、みなさんから、小さな親切実践者の推せんをいただき親切な人を実行章を贈って敬意を表し、運動推進に協力していただくことを主たる事業にしています。大人も子供もみんな一緒に「小さな親切」を心がけ実行していただることでしよう。一人一人の胸に親切の灯をともし明るく社会をみよ。郷土の建設に勤めたいと思ひます。横芝町小さな親切の会は、中央公民館内に事務所を置いています。この運動にご賛同なされ、特に会員として加入を希望します。

## 栄えある受賞

## 長倉の吉岡勝司氏

横芝町体育協会発展のために尽力された功績により、去る八月二日、山武郡市体育大会会場に於て、郡市体育協会長から栄えある表彰を受けられました。